令和4年第13回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年12月5日			
招集の場所	嘉麻市役所5階会議室			
開閉会日時及び宣言	開会 令和4年12月5日 10時30分	開会宣言	縄田　緑	
	閉会 令和4年12月5日 11時30分	閉会宣言	縄田　緑	
付議案件	① 議案第 43 号　農地法第3条の規定による許可申請について （ 9 件 ） ② 議案第 44 号　農用地利用集積計画（案）の決定について （ 43 件 ） ③ 議案第 45 号　農用地利用配分計画（案）の決定について （ 1 件 ） ④ 通知第 12 号　農地法第18条第6項の規定による通知について （ 35 件 ）			
出席及び欠席	出席14名		欠席1名	
議事録署名委員	6　番	藤　島　進	7　番	添　田　實
職務の為委員会に出席した者の氏名	事務局長	松 尾 典 子	庶務係長	犬 丸 貴 弘
	主　任	尾 篭 拓 自		

農業委員出席状況	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	武 田　陽 一	○	9	田 中　久	○
	2	山 田　惠 子	○	10	松 尾　孝 嗣	○
	3	嶋 田　尋 美	○	11	品 原　勇 二	○
	4	田子森　富雄	○	12	井 手　勇	○
	5	中　嶋　誠	×	13	中 村　由 美	○
	6	藤　島　進	○	14	縄 田　緑	○
	7	添　田　實	○	15	縄 田　精 二	○
	8	山 﨑　健 一	○			

農地利用最適化推進委員出席状況	担当地区	氏　名	出欠	担当地区	氏　名	出欠
	嘉穂才田	佐 藤 義 則	○			
	山野口春	藤　春　崇	×			
	平	永 水 敏 光	○			

第13回嘉麻市農業委員会総会（令和４年12月５日）

事　務　局	会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。 本日の出欠状況をご報告いたします。 在任委員15名中、出席者14名、欠席者　５番 中嶋委員の１名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第６条に従い、本総会は成立していますのでご報告いたします。 本日の資料の確認をさせて頂きます。 事前に郵送しておりました令和４年第13回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料の２点です。ご確認をお願いいたします。
事　務　局	それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。
副　会　長	只今より、令和４年第13回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
事　務　局	続きまして「農業委員憲章」の朗読でございますが、新型コロナウイルスの感染予防のため、読み上げにつきましては、中止させていただきますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。 会長挨拶をお願いいたします。
会　　長	【会長挨拶】
会　　長	本年４月より皆様とともに担い手集積化計画、遊休農地の発生防止に努め 農地の最適化利用に取り組んでまいりました。 農地利用最適化の集積が進んでいないこともあり難しい状況であります。 残念なことに農業委員の管理する農地が荒れているとの報告が複数寄せられております。 今後農業委員は管理する農地が遊休農地化することを防ぐ立場にありますので、 このようなことは農業委員会の信頼を失墜するものであります。 指導する立場にあり、農閑期に入っておりますので、ご自身の耕作する農地の管理徹底をお願いいたします。
添田委員	管理不行き届きとの話がありましたが、具体的にどのような状況か説明をお願いします。
会　　長	わたくしのもとでも具体的に把握はできておりませんが、荒れているといった状況が推測されます。総会における審議ののち項目6.その他　にて続きを説明したいと思います。
事　務　局	議事進行に入ります前に、議案書の修正がありますので３ページをお願いいたします。 審議番号８番　〇〇〇〇氏の年齢86歳を80歳に変更をお願いします。 また、議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議　　長	それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか？
会　　場	【異議なしの声】
議　　長	署名委員につきましては、　６番　藤嶋委員と７番　添田委員にお願いします。
事　務　局	それでは、議事に入ります。 議案第 43 号　を議題といたします。 番号 1 番について〇〇委員が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。 それでは、１ページをお願いいたします。 議案第 43 号　農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第３条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和４年 12 月５日提出　嘉麻市農業委員会 会長 縄田　精二 今月は、農地法第３条関係におきまして、９件の申請が出ております。 農地法第３条関係審議表番号１ 申請地：嘉麻市〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇番地　外４筆　地目：田　地積：9,048 ㎡ 申請事由：規模拡大 申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇　〇〇〇番地〇　〇〇　〇〇（66） 申請人譲渡人：被相続人　〇〇　〇〇　相続財産管理人　〇〇　〇〇（弁護士） 譲受人耕作地 自作地：31,139 ㎡　借入地：54,524 ㎡　計 85,663 ㎡　貸付地：なし （譲渡人耕作地 自作地：18,446 ㎡ 借入地：なし 計：18,446 ㎡ 貸付地：なし） 権利内容：所有権移転　売買
事　務　局	この申請は、譲受人の〇〇　〇〇氏が譲渡人の被相続人　〇〇　〇〇　相続財産管理人　〇〇　〇〇（弁護士）氏より売買で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、１ページに位置図、2～3 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議　　長	審議番号１番について、地区担当：佐藤推進委員に説明をお願いいたします。
佐藤推進委員	〇〇〇〇地区を担当しております佐藤と申します。

	農地法第３条について亡くなられた〇〇さん所有の農地が売りに出されましたのでこの水田を買いたいと〇〇〇〇さんからお話がありましたのでご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号１番について、ご質問はございませんか？
藤嶋委員	これは２ヶ月前の 10 月総会で該当農地が案件にあがっていたはずですがその農地のその後ですか？ それを〇〇〇〇さんが購入されたいということですか？
議　　長	ハウスがあった農地のことですか？
藤嶋委員	10 月の総会ではなかったですか？この農地が議案書にあがっていたと記憶しておりますが。
議　　長	ハウスがあった農地は別の方が購入され、審議番号１の農地は 10 月総会で合意解約した農地です。
議　　長	その他質問がございませんか？
会　　場	【なしの声】
議　　長	質問がないようですので、採決に入ります。 審議番号１番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会　　場	【挙手】
議　　長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
	続きまして、審議番号２番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第３条関係審議表番号２
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇　〇〇番地〇　　地目：田　地積：2,050 ㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇　〇〇〇番地〇〇　〇〇　〇〇（47）
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇　〇〇〇番地　〇〇　〇〇（82）

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし 貸付地：なし　申請事由：規模拡大
（譲渡人耕作地 自作地：7,549 ㎡　借入地：12,828 ㎡ 計：20,377 ㎡　貸付地：なし　申請事由：規模縮小）
権利内容：所有権移転　贈与

事　務　局　この申請は、譲受人の〇〇　〇〇氏が、譲渡人の〇〇　〇〇氏より贈与で取得するものであります。議案第 44 号の農用地利用集積計画　番号５に 2,924 ㎡の賃借権の設定を申請しており、下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして４ページに位置図、５ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議　　長　只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号２番について、ご質問はございませんか？

井手委員　担当推進委員が欠席でありますのでわたくしの方から補足説明をいたします。
〇〇〇〇さんが 82 歳という高齢であることから
甥の〇〇さんを後継者として耕作地を譲っていくということで
徐々に譲渡してゆき最終的に〇〇さんは農業廃止というかたちであるということです。

議　　長　その他ご質問はございませんか？

会　　場　【なしの声あり】

議　　長　質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号２番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
賛成多数であります。

会　　場　【挙手】

議　　長　よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、審議番号３番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第３条関係審議表番号３
申請地：嘉麻市〇〇〇〇　〇〇〇番地　地目：田　地積：916㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地　〇〇　〇（49）
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地〇　〇〇　〇〇〇（88）

譲受人耕作地 自作地：なし　借入地：3,786㎡ 計：3,786㎡　貸付地：なし　申請事由：規模拡大
（譲渡人耕作地 自作地：7,194㎡　借入地：なし 貸付地：なし　申請事由：規模縮小）
権利内容：所有権移転　贈与

事　務　局　この申請は、譲受人の〇〇　〇氏が、譲渡人の〇〇　〇〇〇氏より利用権設定をしていた農地を贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして６ページに位置図、７ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議　　長　只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号３番について、補足説明・ご質問はございませんか？

会　　場　【なしの声あり】

議　　長　質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。

会　　場　【挙手】

議　　長　賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、審議番号４番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第３条関係審議表番号４
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇　〇〇〇番地〇　外２筆　地目：田　地積：2,891 ㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇（65）
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地〇　〇〇　〇〇〇（88）

譲受人耕作地 自作地：16,582 ㎡　借入地：6,292 ㎡ 計：22,874 ㎡　貸付地：1,679 ㎡　申請事由：規模拡大
（譲渡人耕作地 自作地：7,194 ㎡　借入地：なし 貸付地：なし　申請事由：規模縮小）
権利内容：所有権移転　贈与

事　務　局　この申請は、譲受人の〇〇　〇〇氏が、譲渡人の〇〇　〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして８ページに位置図、9～10 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議　　長　只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号４番について、ご質問はございませんか？

会　　場　【なしの声あり】

議　　長　質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

議　　長　賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
続きまして、審議番号５番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第３条関係審議表番号５
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇　〇〇〇番地　地目：田　地積：2,637 ㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇　〇〇〇番地〇　〇〇　〇〇（37）
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地〇　〇〇　〇〇〇（88）

譲受人耕作地 自作地：20,323 ㎡　借入地：16,676 ㎡ 計：36,999 ㎡　貸付地：なし　申請事由：規模拡大
（譲渡人耕作地 自作地：7,194 ㎡　借入地：なし 貸付地：なし　申請事由：規模縮小）
権利内容：所有権移転　贈与

事　務　局　この申請は、譲受人の〇〇　〇〇氏が、譲渡人の〇〇　〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして 11 ページに位置図、12 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議　　長　只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号５番について、ご質問はございませんか？

会　　場　【なしの声あり】

議　　長　質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会　　場　【挙手】

議　　長　賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
続きまして、審議番号６番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第３条関係審議表番号６
申請地：嘉麻市〇〇〇〇　〇〇〇番地〇　地目：田　地積：465 ㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇（96）
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地〇　〇〇　〇〇〇（88）

譲受人耕作地 自作地：16,338 ㎡　借入地：なし　貸付地：なし　申請事由：規模拡大
（譲渡人耕作地 自作地：7,194 ㎡　借入地：なし 貸付地：なし　申請事由：規模縮小）
権利内容：所有権移転　贈与

事　務　局　この申請は、譲受人の〇〇　〇〇氏が、譲渡人の〇〇　〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして 13 ページに位置図、14 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議　　長　只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号６番について、ご質問はございませんか？

田中委員　譲受ける方が 96 歳ということですが、ご自身で耕作されるということですか？
ご高齢でありますが。

議　　長　〇〇さん名義での所有となり、耕作はお孫さんがされるということです
その他ご質問はございますか？

添田委員　今千手で 96 歳の方が３町つくっておられます
年齢のみで判断できるものではなく、実際にはご高齢でも耕作可能な方がおられるという認識を持っていただくようお願いします

議　　長　その他質問ございますか？

会　　場　【なしの声あり】

議　　長　質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会　　場　【挙手】

議　　長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 続きまして、審議番号７番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第３条関係審議表番号７
申請地：嘉麻市〇〇〇〇　〇〇〇番地〇　地目：田　地積：848 ㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇（80）
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇（86）

譲受人耕作地 自作地：8,837 ㎡　借入地：なし　貸付地：12,854 ㎡　申請事由：規模拡大
（譲渡人耕作地 自作地：31,714 ㎡　借入地：なし 貸付地：894 ㎡　申請事由：規模縮小）
権利内容：所有権移転　贈与

事　務　局	この申請は、譲受人の〇〇　〇〇氏が、譲渡人の〇〇　〇〇氏より贈与で取得し審議表番号８　〇〇〇〇　〇〇〇番地と交換するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして 15 ページに位置図、16 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。 それでは、３ページをお願いいたします。
議　　長	只今、事務局の説明が終わりました。 審議番号７番について、ご質問はございませんか？
会　　場	【なしの声あり】
議　　長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会　　場	【挙手】
議　　長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 続きまして、審議番号８番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第３条関係審議表番号８
申請地：嘉麻市〇〇〇〇　〇〇〇番地　地目：田　地積：715㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇（86）
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇　〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇（80）

譲受人耕作地 自作地：31,714㎡　借入地：なし 貸付地：894㎡　申請事由：規模拡大
（譲渡人耕作地 自作地：8,837㎡　借入地：なし　貸付地：なし　申請事由：規模縮小）
権利内容：所有権移転　贈与

事　務　局　この申請は、譲受人の〇〇　〇〇氏が、譲渡人の〇〇　〇〇氏より贈与で取得し審議表番号７　〇〇〇〇　〇〇〇番地〇と交換するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして 17 ページに位置図、18 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議　　長　只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号８番について、ご質問はございませんか？

会　　場　【なしの声あり】

議　　長　質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会　　場　【挙手】

議　　長　賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、審議番号９番について、事務局に説明をお願いいたします。

農地法第３条関係審議表番号９
申請地：嘉麻市〇〇〇　〇〇〇番地〇　外７筆　地目：田　地積：13,565㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇　〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇（63）
申請人譲渡人：嘉麻市〇　〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇〇（89）

譲受人耕作地 自作地：15,118㎡　借入地：5,152㎡ 計：20,270㎡　貸付地：なし　申請事由：規模拡大
（譲渡人耕作地 自作地:13,565㎡　借入地:なし　貸付地:なし　申請事由:　　）
権利内容：所有権移転　贈与

事　務　局　この申請は、譲受人の〇〇　〇〇氏が、譲渡人の母であります〇〇　〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。嘉麻市の下限面積の要件であります耕作地 4,000 ㎡をクリアしており、周辺地域との関係も特に問題ないと思われます。また、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして 19 ページに位置図、20～21 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議　　長　審議番号９番について、地区担当：永水推進委員に説明をお願いいたします。

永水推進委員　〇〇〇〇さんご本人より贈与による所有権移転の報告ありました。

議　　長　只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号９番について、ご質問はございませんか？

会　　場　【なしの声あり】

議　　長　質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会　　場　【挙手】

議　　長　賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで、推進委員の退席をお願いします。

議　　長　続きまして、議案第 44 号を議題といたします。
番号 4 番について〇〇〇〇が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇〇〇の退席をお願いします。

事　務　局	それでは、４ページをお願いいたします。 議案第 44 号　農用地利用集積計画（案）の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。 令和４年 12 月５日提出　嘉麻市農業委員会　会長　縄田　精二 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。 それでは５ページから 13 ページをお願いいたします。 （1）利用権設定　新規　33 件 83 筆 120,593 ㎡、更新　７件 21 筆 26,989 ㎡、計 40 件 104 筆 147,582 ㎡ （2）所有権移転２件７筆 7,395 ㎡ （3）利用権設定（中間管理事業）　１件１筆 2,670 ㎡ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしていると思われますがご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議　　長	本案について、ご質問はございませんか？
会　　場	【なしの声】
議　　長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会　　場	【挙手】
議　　長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。 続きまして、議案第 45 号を議題といたします。
事　務　局	それでは、14 ページをお願いいたします。 議案第 45 号　農地利用配分計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき農業員会の意見が求められているため審議に付する。 令和４年 12 月５日提出　嘉麻市農業委員会　会長　縄田　精二 本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。 それでは 15 ページをお願いいたします。 今月は（1）利用権設定（中間管理事業）１件１筆 2,670 ㎡の申請があっております。 こちらは、先ほどの農用地利用集積計画（案）にありました 13 ページの中間管理事業の案件でございます。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。 以上でございます。

議　　長	本案について、ご質問はございませんか？
山 﨑 委 員	農地中間管理機構が受け手である場合 出し手の氏名は分かるようになっているのですか？
議　　長	13 ページの表にありますように出し手は〇〇〇〇さんです。
田 中 委 員	〇〇〇〇さんは組合長かなにかの役職についておられた方ですか？
議　　長	そうです。今回中間管理機構を通じて利用権設定をされたということです。
井 手 委 員	12 ページの所有権移転の部分ですがこの中間管理機構というのは利用権設定以外に 所有権移転という表記になってるということは買い取りもするということですか？
議　　長	中間管理機構はわたしの把握している限り 中間管理機構を仲介して売買契約が成り立つということです
井 手 委 員	中間管理機構というのは耕作可能な土地を一度預けて耕作者を見つけるという農地の橋渡しをするという認識でしたが 売買も仲介するというそういうことですか？
事　務　局	中間管理機構は貸し借りの事業が主にございますが 売買の事業もございますので 貸し借り・売買の２つの事業で成り立っているという認識でお願いいたします
議　　長	その他質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは、挙手をお願いいたします。
会　　場	【挙手】
議　　長	賛成多数であります。 よって、本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。 続きまして、通知第 12 号を議題といたします。
事　務　局	それでは、　16 ページをお願いいたします。 通知第 12 号　農地法第 18 条第６項の規定による通知について 農地法第 18 条第６項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和４年 12 月５日提出　嘉麻市農業委員会　会長　縄田　精二 今月は 35 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており 17

	ページから 28 ページに報告書を添付しております。以上でございます。
議　　長	本件は報告のみでございます。 続きまして、会議次第５番、報告事項を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事　務　局	それでは 29 ページをお願いいたします。 農地法第４条・第５条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書について嘉麻市〇〇〇　〇〇〇〇番地〇〇　〇〇〇〇氏より１件の届出があっており、農業用倉庫の建設として転用する旨の届出があっております。 資料の 22 ページから 24 ページに関係資料を添付しております。以上でございます。
議　　長	本件は報告のみでございます。 続きまして、会議次第６番、その他を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事　務　局	次回総会の日程について、１月 10 日（火）10：30～となっております。 次に、令和４年度福岡県農業委員会研修大会についてですが、令和５年１月 24 日（金）13：00～福岡国際会議場で開催されます。 後日、通知をしますので出欠の報告をお願いします。 以上でございます。
議　　長	研修大会終了後に、新年会を予定したいと思いますが委員の皆様いかがでしょうか？
会　　場	【賛成の声あり】
議　　長	それでは、研修大会終了後に新年会を開催したいと思います。 新型コロナウイルスの感染状況により中止する場合もございますので、よろしくお願いします。 場所等の詳細につきましては、事務局より研修大会の通知とあわせてお送りします。 委員さんの方からは、何かございますか？
山田委員	先日 11 月 29 日福岡県農業委員会　女性ネットワークの研修会が行われましたので簡単にご報告させていただきたいと思います。 総会では、女性農業委員が全体で 103 名おられ、会長をしておられる方が２名ですしかしながら、女性０の地区も６地区あるという報告もありました。 研修内容は、農地の相続税・贈与税・納税猶予制度について 特に重要な点は、民法不動産登記法の改正の報告でした。

	相続時の登記が確実になされるよう登記制度の法改正が行われ 登記の義務化により罰金制度も始まります。 土地・建物等の利用に関する民法の見直しが令和５年４月１日から施行され 相続制度の見直しが行われます。 法改正に伴い再度学習の必要性を感じました。 次に、11 月 30 日に第２回農業女性たちのＳＤＧｓが開催され ７月 20 日より参加者が少なく、残念ではありましたが 新規の方が２名参加され学習会と意見交換会をとり行うことができました。 人・農地プランで何が可能になるのかというテーマで松尾局長に加わっていただきました。 食糧自給率が低下する中、可能な限り農地を確保していく必要があるため マッチングなどを活用する方法の話があがりました。 農家に嫁いだ体験談を話していただき意見交換することができました。 次回３月に開催を予定しております。
議　　長	それでは、冒頭でお話しました農地が荒れているという件についてここでお話いたしますが、どこがどのようにといった具体的な案件としてではなく わたくし自身も山林や田を管理しておりますので、 今後も皆様にも奮起して次に向かって管理をお願いしたく話をした次第です。
添 田 委 員	荒れた田はたくさんありますが立地によっては管理がなかなか難しい場所もあります。 しかしながら、十分管理が可能でありながら耕作放棄になっている場所があるのは問題で、 管理されていない農地に会長自ら調査に出向いて指導をお願いしたい。
議　　長	わたくしも自身が管理している農地は非農地にならないように努力しておりまして 放棄されている農地を少しでも改善できるよう活動していけたらと考えています。
添 田 委 員	荒れている農地の所有者が農業委員の中にいるということは問題ではないですか？
議　　長	今すぐ全てを解決するということでなく意識を高めて活動していこうと皆様に認識していただくための発言です
藤 島 委 員	今年の 10 月に施行された活性化法案について説明をお願いします。
事　務　局	活性化法というのはどういった内容でしょうか？
藤 島 委 員	荒地をできるだけなくそうということで決められた法案と思います。 人・農地プランに関連した法案で、農作業ができる農地とできない農地を完全に分けて

草刈等の最低限の管理でも維持していき、それを最終的に市町村が確定して助成金を得ていくという流れで理解しています。

事　務　局　５月 20 日に法案が通っておりますが、現在未施行で来年の４月が施行予定になっております。２年間かけてそれぞれの地域ごとに、その農地をどのように利用していくかということを地域で管理の方法を話し合って取り組んでいきます。
農業委員会は１０年後の目標地図を作成し、それにあわせて市町村が地域計画をたてまして、これまでの人農地プランが地域計画として名前を変えます。

農地として水稲を作っていく場所、蜜源の作物を作る場所
鳥獣緩衝帯、植林をしていく等
粗放的管理といいまして、地域で検討していただくといった内容のものになっております。

詳しい内容については来年４月ということで
少しずつ内容が明らかになってきているといった状態です。

ネットの情報でありますと
人口の減少、高齢化が進む農山漁村において農用地の保全等をはかりつつ
活性化の取組を計画的に推進するために農山漁村の活性化のための定住等
および地域間交流の促進に関する法律の一部が改正され 10 月１日から施行されたということです。

来月以降に詳しくお話していこうと思います。

事　務　局　それでは、閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副　会　長　以上をもちまして、令和４年第 13 回嘉麻市農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議　　長

６ 番委員

７番委員